

「事業選定方法」について

1. 事業の選定基準

- ①市単独事業（国や県の補助金等を受けていない事業）
- ②令和元年度以前に開始された事業（過去3年以上事業費が発生しているもの）

①②に該当する事業のうち、下記のいずれかに当てはまる事業

- ・費用に対して効果が見合わない、または見えにくい事業
- ・対象者が限定されている、または対象者が少ない事業
- ・民間事業者でも実績があり、市が実施する理由が明白ではない事業
- ・開始当初の目的や意義が失われつつあり、継続的に実施している事業

2. 事業の選定方法

- ・全庁へ照会
- ・財務情報課にてピックアップ

3. 年間選定事業数

- ・概ね3事業

4. 再評価

- ・今後の方針が「改善しながら継続」「事業規模拡大」「事業規模縮小」「事業休止」となった案件については、3年の実績の後に再評価
（令和5年度に評価を実施した事業について、令和6～8年度の実施の後に令和9年度に再評価する）